

障害者自立支援法による、
総合的な自立支援システムの全体像は、
自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



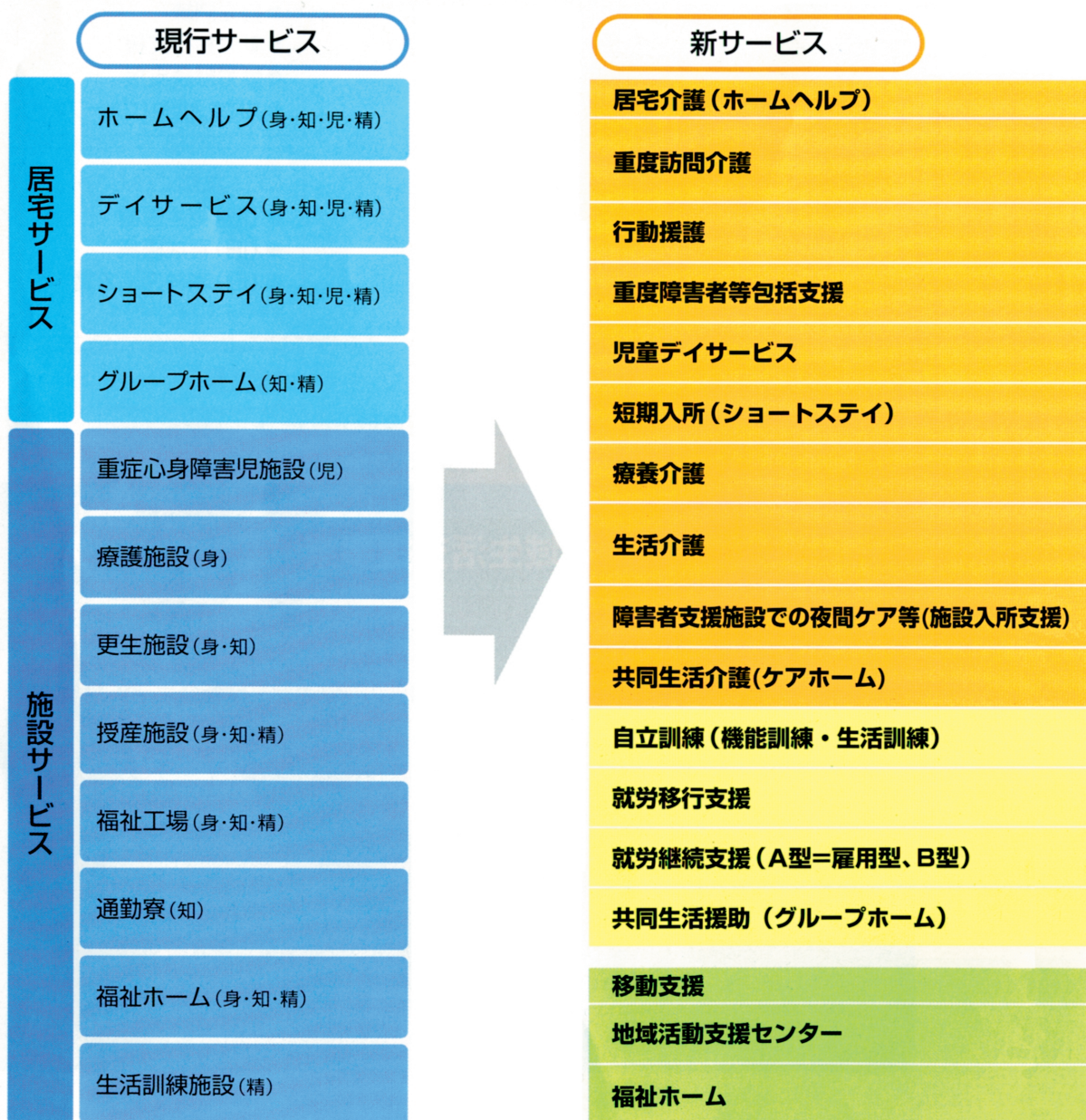
福祉サービスの新体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。



自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	地域生活支援事業
円滑に外出できるよう、移動を支援します	
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

● 見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（A型＝雇用型、B型）

地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援

（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

事業名	内 容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

都道府県事業

事業名

内 容

専門性の高い 相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。

広域的な支援事業

精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。

その他の事業 (研修事業を含む)

都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等

また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



用語説明

【 ア行 】

アスペルガー症候群

「自閉症の3つの特徴のなかで、コミュニケーションの障害の基準を満たさず、言語発達の遅れが認められないものである」と定義されています。

【 カ行 】

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものです。

LD=Learning Disabilities

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。

広汎性発達障害

自閉症圏障害の総称。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係がとりにくい状態をいいます。重症度は様々ですが、人口の0.5～0.9%と考えられています。

【 サ行 】

市町村審査会

障害者自立支援法に基づく障害程度区分等の審査判定業務を行うため市町村が単独若しくは、広域で設置します。

自閉症

次の3つの障害のある発達障害です。①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③想像力の障害とそれに基づくこだわり行動。主な症状として、「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」等があげられます。

障害者委託訓練事業	障害者の適性や能力又は地域における民間事業所の障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して行う訓練です。
障害者試行雇用（トライアル雇用）事業	障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。
障害者就業・生活支援センター	就労意欲があるが、単独での雇用が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉等の関係機関と連携を図り、就業、日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。
障害者職業センター	公共職業安定所（ハローワーク）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。
障害程度区分	障害者自立支援法に基づき、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。
小規模作業所	在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所。法定外の施設で、障害のある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でもよばれています。

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援
就職又は職場定着に際して、作業習得やコミュニケーション等の不安や課題のある障害のある人に対し、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、引き続き働きやすいように、本人や家族、事業主等に支援を行います。

身体障害者相談員
身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行います。

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬等）
盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。平成14年10月1日に身体障害者補助犬法が施行され、公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、「同伴を拒んではならない」と義務づけられています。

ストマ用装具
人工肛門のストマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストマをもつ人が、治療上使用する装具です。

成年後見制度
知的障害者、精神障害者、認知症等の判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等を行う制度です。

【 夕行 】

地域自立支援協議会
相談支援体制やネットワークを構築し、相談支援事業を円滑に実施するため、市町村が単独又は広域で地域の関係機関による地域自立支援協議会を設置します。

地域活動支援センター
障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

知的障害者相談員
知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害のある人やその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行います。

注意欠陥／多動性障害
(ADHD)

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものです。

ADHD=Attention- Deficit
／ Hyperactivity Disorder

点訳奉仕員

点字の書籍や文書を作成する人を点訳奉仕員といいます。

【 ナ行 】

認定調査員

障害者又は障害児の保護者等に面接し、その心身の状況、置かれている環境その他、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目について、市町村職員又は厚生労働大臣が定める研修を受けた者が調査を行います。

【 ハ行 】

福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な知的障害・精神障害がある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業をいいます。

【 ヤ行 】

要約筆記奉仕員

聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の一つの方法で、話す内容を筆記して文字にして聴覚障害のある人に伝達する人です。

【 ラ行 】

朗読奉仕員

テープ図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする人を朗読奉仕員といいます。

【 7行 】

和歌山県障害者施策推進協
議会

障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な
事項等を協議するため、障害者基本法に基づき設置され
た協議会です。